

## 成年年齢引き下げに伴う対策についての意見

(特に、マルチ商法被害問題からの提言)

平成 28 年 12 月 6 日

悪徳商法被害者対策委員会

会長 堺 次夫

## 「結論」

○民法改正論議が「民法 4 条」の成年を現行の 20 歳から 18 歳に引き下げようとする案があるが、長年、悪徳商法による若年者の被害未然防止、業者の追及に携わってきた立場からすると、このままでは 18 歳段階での被害急増が目に見えており、民法 4 条の同効力を残す対策が急務であると考えている。

これまでこの民法 4 条は、18 歳、19 歳を守る最後の砦になってきた。これが崩れると、特にマルチ商法被害は、その特徴もあって、ただでさえ現在、大学キャンパス内でマルチ商法被害が拡大中であるうえに、今後、高校のキャンパス内でマルチ商法蔓延が極めて懸念される等、教育現場や社会に混乱を招きかねない。

従って、その蔓延を封ずる法的手当て、現行法の運用強化、消費者啓発・教育の更なる充実が進まないうちは、危険極まりないと考えている。

少なくとも、「特定商取引法」の規制対象となっている取引形態については、同法を改正して、これまで通り、親権者の同意のない 20 歳未満への勧誘は禁止されるべきである。

中でも、マルチ商法については、既に大学キャンパス内で蔓延、被害の拡大が目立ち、学業を放棄する、あるいはせざるを得ない被害もある事から、大学生に対する勧誘は即刻禁止されるべきであると考えている。

一方、民法の特例法として制定された「消費者契約法」は、現在有効に機能していて、国民の間に定着してきている。その立法趣旨、背景を考慮するならば、同法に、現行民法 4 条の効力を付加する改正を行うべきであると考えている。

## 1. 自己紹介と悪徳商法被害者対策委員会

1974 (S49) 年 2 月より 消費者運動準備開始

マルチ商法業者「ホリディマジック社」の追及

6 月 24 日 朝日新聞 (大阪) で告発記事。

9 月 26 日 参議院決算委 参考人として出席。意見陳述。

以来 衆・参の予算、商工、物価特別委等委に累計 11 回出席。意見陳述。直近は 2011 (H23) 年 9 月 28 日参予算委。うちマルチ商法問題は 8 回に達する。

これまで「訪問販売法 (現・特定商取引法)」の新立法や改

正、および「無限連鎖講防止法」の制定に関与してきたと自負している。

1975(S50)年2月13日「悪徳商法被害対策委員会」結成。記者発表。被害の未然防止活動としては、マスコミの協力を得て、新聞、テレビ、雑誌等に被害実態等の紹介をしてもらう事、多数。

被害者の被害回復指導は、電話では随時、行っている他、協力弁護団の下で集団訴訟等も指導展開して今日に至る。

## 2. 消費者啓発と教育活動

活動当初より国レベルの他、全国の地方自治体、企業、大学、短大等での講演を行ってきた。

国際短期大学では非常勤、専任、特任講師を1992(H4)年から2014(H26)年3月まで。

信州大学では客員教授を平成21(2009)年から平成27(2015)年まで拝命。同大では、平成25(2013)年1月から平成28(2016)年3月まで、消費者問題研究室室長に就任。学生や関係者、地域の市民からの悪徳商法被害相談にも応じてきた。

共に、大学院、大学、短大生に、悪徳商法問題を語ってきた。

また、以前から地方自治体主催による、夏休み研修等で、地域の大学・高校関係者、同教員対象に、「悪徳商法と若者被害」等の講演は多数回、実施されてきた。

こうした機会に、講師として数多く参画、現在に至っている。

平成27(2015)年1月29日には、文科省の関連団体「日本学生支援機構」主催の「平成26年度 学生生活にかかるリスクと対策に関するセミナー・悪質商法の被害の現状と対策」の報告者として出席。

信州大学内に広がったマルチ商法被害を紹介した。ここには全国から330名の大学当局側担当者(学生部長等)と担当教員(教授等)が参集、この先が広がる事を期待したい。

## 3. マルチ商法とその被害

特定商取引法、無限連鎖講防止法により、国や地方自治体による行政処分および警察による摘発が進んできたが、被害は後を絶たない。

目下、首都圏の複数の大学キャンパスで、複数のマルチ商法業者の勧誘が蔓延中。昨今の被害の特徴は

狙われる若者 今や「定置網漁法」になっている場 大学キャンパス  
これに、高校3年生を加える事になって良いのか！

被害の内容は

経済的被害（分不相応な高額借金になる事が多い）

身体的被害（自分の友人、知人を勧誘会場に誘う事が儲けへの道だが、誘えなくても、会場には行かねばならない。これが19時頃から、2次会、3次会と続き、深夜まで及ぶ。この結果、後で身体に影響がある）

精神的被害（被害意識がないまま加害者となるが、後になって、友人・知人関係が崩壊する）

社会的被害（社会からの転落。上記も伴い、自殺、心中事件は10数件、私は確認した。ノイローゼになった人もいる）

#### 4. マルチ商法の根幹は何なのか？（詳細・口述）

マインドコントロール説明会

ネズミ講的人狩り手法

#### 5. 対策

これまでの各方面で効果があったと思われる事について（口述）

今後、更なる、より一層の方策が必要不可欠である。

摘発の強化

行政処分は業者にとり、スピード違反程度の認識でしかない。

刑事摘発 現行法とネズミ講禁止法（無限連鎖講防止法）の活用。

啓発の充実化

大学等教育機関と地方自治体の消費生活センターの更なる連携

消費者教育の推進

大学入試問題に「クーリングオフ」や「マルチ商法」問題が出ないと学生は頭に入らない。

#### 6. その他

マルチ商法業者が展開する「マインドコントロール」の研究機関の設置について

以上